

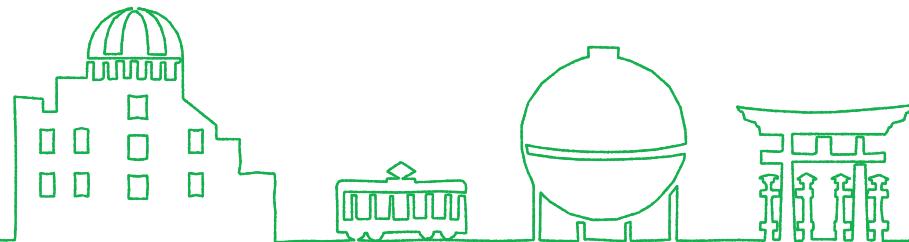


このまち思いエネルギー。

広島ガス

証券コード 9535

第168回 定時株主総会 招集ご通知



2022年6月23日（木曜日）

午前10時 [受付開始／午前9時15分]



広島市中区南竹屋町1番30号

当社ガストピアセンター 6階会議場



第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役11名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

株主総会のお土産はご用意しておりません。

目次

第168回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
添付書類	
事業報告	16
連結計算書類	39
計算書類	41
監査報告	43

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会につきましては、当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をいただくようお願い申し上げます。
 - 会場内は座席間隔を拡げており、座席数が大幅に減少していることから、株主総会当日の状況により、やむを得ずご入場いただけない場合がございます。

広島ガス株式会社

招集ご通知

証券コード 9535
2022年6月2日

株主の皆さまへ

広島市南区皆実町二丁目7番1号

広島ガス株式会社

代表取締役社長 松 藤 研 介

第168回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第168回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただかずか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否をご入力いただかずか、いずれかの方法により、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 **2022年6月23日（木曜日）午前10時** [受付開始／午前9時15分]

2. 場 所 広島市中区南竹屋町1番30号

当社ガストピアセンター 6階会議場

（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第168期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第168期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役11名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

● 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

● 次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト

（https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/event/event_01.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

なお、①②③は監査役が監査報告を、②③は会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類に含まれております。

● 事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内



株主総会へご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、この「第168回定時株主総会招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

日 時

2022年6月23日（木曜日）午前10時 [受付開始／午前9時15分]



書面による議決権行使の場合

後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、以下の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）午後5時30分到着分まで



インターネット等による議決権行使の場合

3ページに記載の＜インターネット等による議決権行使のお手続きについて＞をご参照のうえ、以下の行使期限までに議決権をご行使ください。

行使期限

2022年6月22日（水曜日）午後5時30分まで

以 上

<インターネット等による議決権行使のお手続きについて>

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月22日（水曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」および「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.(1)パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

5. 機関投資家の皆さんへ（議決権電子行使プラットフォームについて）

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款第13条を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第3項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、株主総会参考書類等のインターネット開示およびみなし提供の規定は不要となるため、当該箇所を削除するものであります。
- (2) 変更案第13条第4項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 上記の変更に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集等)</p> <p>第13条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長が招集する。社長に事故があるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が招集する。</p> <p>3. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集等)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>4. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準曰までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>附 則</u> <u>第1条</u> 変更前定款第13条（招集等）第3項の変更ならびに変更後定款第13条第4項の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
(新 設)	<u>第2条</u> 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条第3項はなお効力を有する。
(新 設)	<u>第3条</u> 附則第1条から本条までの規定は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役11名選任の件

取締役11名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位および担当	参照ページ
1	田 村 興 造	代表取締役会長	再任 » 8ページ
2	松 藤 研 介	代表取締役社長 社長執行役員 (エネルギー事業部 担当)	再任 » 8ページ
3	谷 村 武 志	取締役 常務執行役員 (導管事業部長 技術研究所 担当)	再任 » 9ページ
4	中 川 智 彦	取締役 常務執行役員 (経営企画部長 秘書部、人事部 担当)	再任 » 9ページ
5	小 原 健太郎	取締役 常務執行役員 (エネルギー事業部長)	再任 » 10ページ
6	田 村 和 典	取締役 常務執行役員 (生産事業部長 資材部、資源・海外業務部 担当)	再任 » 10ページ
7	大 和 弘 明	取締役 常務執行役員 (総務部、環境・社会貢献部、経理部、IT推進部 担当)	再任 » 11ページ
8	椋 田 昌 夫	社外取締役	再任 社外 独立 » 11ページ
9	池 田 晃 治	社外取締役	再任 社外 独立 » 12ページ
10	松 坂 英 孝	社外取締役	再任 社外 独立 » 12ページ
11	田 村 のり 正		新任 社外 独立 » 13ページ

候補者番号

1

た む ら こ う ぞ う
田 村 興 造

(1951年6月22日生)

再 任



■ 所有する当社の株式の数

123,748株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4月	当社入社
2002年 6月	同 原料部長
2005年 6月	同 執行役員 原料部長
2009年 6月	同 取締役 執行役員(経営統括本部 経営企画部長 秘書部、廿日市工場、備後工場、関係会社 担当)
2010年 4月	同 代表取締役社長 社長執行役員(エネルギー 事業部 担当)
2017年 6月	同 代表取締役会長 (現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

広島電鉄(株) 社外取締役
広島経済同友会 代表幹事

» 取締役候補者とした理由

田村興造氏は、主に企画、原料関連業務に従事し、2010年4月から2017年6月までの約7年間代表取締役社長 社長執行役員、2017年6月から代表取締役会長として取締役会議長を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

2

ま つ ふ じ け ん す け
松 藤 研 介

(1959年11月27日生)

再 任



■ 所有する当社の株式の数

94,569株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年 4月	当社入社
2007年 6月	同 秘書部長
2010年 6月	同 経営統括本部 広報環境部長
2011年 6月	同 執行役員 エネルギー事業部 家庭用エネルギー 営業部長
2013年 6月	同 取締役 執行役員(経営統括本部 経理部長 秘書部 担当、経営統括本部 原料部 担当)
2015年 6月	同 取締役 常務執行役員(エネルギー事業部長)
2017年 6月	同 代表取締役社長 社長執行役員(エネルギー 事業部 担当) (現在に至る)

» 取締役候補者とした理由

松藤研介氏は、主に営業関連業務に従事し、2017年6月から代表取締役に就任するとともに、業務執行の最高責任者である社長執行役員を務めており、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

3

たに むら たけ し
谷 村 武 志

(1961年11月7日生)



再 任

■ 所有する当社の株式の数

37,622株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1984年 4月 当社入社
 2009年 4月 同 導管事業部 供給設備部長
 2011年 6月 同 廿日市工場長
 2012年 6月 同 執行役員 廿日市工場長
 2015年 6月 同 取締役 執行役員(経営統括本部 経理部長
 秘書部 担当、経営統括本部 原料部 担当)
 2016年 4月 同 取締役 執行役員(経理部長 総務部、人事
 部、原料部 担当)
 2017年 6月 同 取締役 常務執行役員(経営企画部長 秘書部、
 関係会社 担当)
 2019年 4月 同 取締役 常務執行役員(導管事業部長 技術研究所
 担当)
 (現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

瀬戸内パイプライン(株) 代表取締役社長

» 取締役候補者とした理由

谷村武志氏は、主に供給、製造関連業務に従事し、2012年から執行役員として廿日市工場長、経理部長、経営企画部長を務め、現在は取締役常務執行役員として導管事業部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

4

なか がわ とも ひこ
中 川 智 彦

(1963年3月23日生)



再 任

■ 所有する当社の株式の数

31,022株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1987年 4月 当社入社
 2009年 4月 同 経営統括本部 資材部長
 2013年 6月 同 執行役員 経営統括本部 原料部長
 2016年 4月 同 執行役員 原料部長
 2016年 6月 同 取締役 執行役員(生産事業部長 資材部、
 原料部 担当)
 2019年 4月 同 取締役 常務執行役員(経営企画部長 秘書部、
 人事部 担当)
 (現在に至る)

» 取締役候補者とした理由

中川智彦氏は、主に供給、原料関連業務に従事し、2013年から執行役員として原料部長、生産事業部長を務め、現在は取締役常務執行役員として経営企画部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

5

おばらけんたろう
小原 健太郎

(1962年7月30日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数

62,922株



» 取締役候補者とした理由

小原健太郎氏は、主に営業、総務、経営企画関連業務に従事し、2013年から執行役員として家庭用エネルギー営業部長を務め、現在は取締役常務執行役員としてエネルギー事業部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

6

たむらかずのり
田村 和典

(1962年8月12日生)

再任

■ 所有する当社の株式の数

35,222株



» 取締役候補者とした理由

田村和典氏は、主に供給、経営企画、営業計画関連業務に従事し、2014年から執行役員として吳支店長、供給設備部長、導管事業部長を務め、現在は取締役常務執行役員として生産事業部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1985年 4月 当社入社
- 2010年 6月 同 経営統括本部 経営企画部 経営企画室長
- 2011年 6月 同 経営統括本部 広報環境部長
- 2013年 6月 同 執行役員 エネルギー事業部 家庭用エネルギー営業部長
- 2017年 6月 同 取締役 執行役員(エネルギー事業部長)
- 2020年 4月 同 取締役 常務執行役員(エネルギー事業部長)
(現在に至る)

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1985年 4月 当社入社
- 2010年 6月 同 エネルギー事業部 営業計画部長
- 2014年 6月 同 執行役員 エネルギー事業部 吳支店長 兼 熊野事業所長
- 2016年 4月 同 執行役員 導管事業部 供給設備部長
- 2017年 6月 同 取締役 執行役員(導管事業部長 技術研究所担当)
- 2019年 4月 同 取締役 執行役員(生産事業部長 資材部、原料部 担当)
- 2020年 4月 同 取締役 常務執行役員(生産事業部長 資材部、原料部 担当)
- 2021年 4月 同 取締役 常務執行役員(生産事業部長 資材部、資源・海外業務部 担当)
(現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

MAPLE LNG TRANSPORT INC.Director/Chairman

候補者番号

7

やまとひろあき
大和 弘明

(1963年5月6日生)



再任

■ 所有する当社の株式の数

20,880株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1986年 4月 日本開発銀行(現㈱日本政策投資銀行)入行
 2015年 7月 当社入社 経営企画部 企画専門職
 2016年 4月 同 執行役員 経営企画部 経営調査担当部長
 2017年 4月 同 執行役員 経理部長
 2019年 6月 同 取締役 執行役員(経理部長 総務部、IT推進部 担当)
 2021年 4月 同 取締役 常務執行役員(経理部長 総務部、環境・社会貢献部、IT推進部 担当)
 2022年 4月 同 取締役 常務執行役員(総務部、環境・社会貢献部、経理部、IT推進部 担当)
 (現在に至る)

» 取締役候補者とした理由

大和弘明氏は、金融機関において金融関連業務に長く従事し、当社入社後は2016年から執行役員として経営企画部 経営調査担当部長を務め、現在は取締役常務執行役員として総務部、環境・社会貢献部等を統轄するなど、豊富な経験と高い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号

8

むくだまさお
椋田 昌夫

(1946年11月24日生)



再任 社外 独立

■ 所有する当社の株式の数

0株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1969年 3月 広島電鉄(㈱)入社
 2013年 1月 同 代表取締役社長
 (現在に至る)
 2013年 6月 当社取締役
 (現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

広島電鉄(㈱) 代表取締役社長

■ 社外取締役在任年数

本定時株主総会終結の時をもって9年

» 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

椋田昌夫氏は、事業法人の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

また、同氏が選任された場合には、指名委員会および報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性や透明性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

9

いけだこうじ
池田晃治

(1953年9月3日生)

再任 社外 独立

■ 所有する当社の株式の数

0株



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1977年 4月 (株)広島銀行入行
- 2012年 6月 同 代表取締役頭取
- 2018年 6月 同 代表取締役会長
- 2022年 4月 同 取締役会長
(現在に至る)
- 2020年10月 (株)ひろぎんホールディングス 代表取締役会長
(現在に至る)
- 2019年 6月 当社取締役
(現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

(株)ひろぎんホールディングス 代表取締役会長
広島商工会議所 会頭

■ 社外取締役在任年数

本定時株主総会終結の時をもって3年

» 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

池田晃治氏は、金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

また、同氏が選任された場合には、指名委員会および報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性や透明性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

10

まつざかひでたか
松坂英孝

(1958年2月22日生)

再任 社外 独立

■ 所有する当社の株式の数

0株



略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1980年 4月 大阪瓦斯(株)入社
- 2015年 4月 同 代表取締役 副社長執行役員
- 2019年 4月 同 取締役
- 2019年 6月 同 顧問
(現在に至る)
- 2020年 6月 当社取締役
(現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

大阪瓦斯(株) 顧問

■ 社外取締役在任年数

本定時株主総会終結の時をもって2年

» 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松坂英孝氏は、ガス事業の経営に長年従事された豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

また、同氏が選任された場合には、指名委員会および報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性や透明性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

候補者番号

11

た むら のり まさ
田 村 典 正

(1957年6月18日生)



新任 社外 独立

■ 所有する当社の株式の数

0株

略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年 4月 中国電力(株)入社
 2020年 6月 同 取締役監査等委員
 (現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

中国電力(株) 取締役 監査等委員

» 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

田村典正氏は、当社と同じエネルギー事業に長年従事された豊富な経験と高い見識を有しており、客観的な立場からの意見を当社の経営に活かすため、今回、取締役として選任をお願いするものです。

また、同氏が選任された場合には、指名委員会および報酬委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性や透明性を確保するための適切な役割を果たしていただくことを期待しております。

(注)1. 当社は、広島経済同友会に対して会費等の支払いを行っております。

当社は、瀬戸内パイプライン(株)とガスの加工について業務の委託関係にあり、また、同社に対して資金の貸付を行っております。

当社は、MAPLE LNG TRANSPORT INC.に対して債務保証を行っております。

当社は、広島電鉄(株)に圧縮天然ガスの販売を行っております。

当社は、広島商工会議所に対して会費等の支払いを行っております。

2. 棚田昌夫、池田晃治、松坂英孝および田村典正の各氏は、社外取締役の候補者であります。

3. 当社は、棚田昌夫、池田晃治および松坂英孝の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、田村典正氏が本総会で選任された場合には、同様に、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

4. 当社が棚田昌夫、池田晃治および松坂英孝の各氏との間で締結しております責任限定契約の概要については、事業報告34ページから35ページに記載のとおりであります。また、田村典正氏が本総会で選任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結する予定であります。

5. 当社は、取締役（社外取締役を含む）および監査役（社外監査役を含む）全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認された場合には取締役候補者全員が当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約では、被保険者が負担する法律上の損害賠償金および争訟費用等を填補することとしております。ただし、法令違反を被保険者が認識していないながら行った行為に起因する損害賠償請求は除くなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役候補者のスキル・マトリックス

氏名	企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	営業・マーケティング	製造	供給	国際経験
田村 興造	○		○	○	○	○	○
松藤 研介	○	○	○	○			
谷村 武志	○	○	○		○	○	
中川 智彦	○	○			○	○	○
小原 健太郎	○		○	○			
田村 和典	○			○	○	○	
大和 弘明	○	○	○				
椋田 昌夫	○	○	○				○
池田 晃治	○	○	○	○			○
松坂 英孝	○	○	○	○			○
田村 典正	○	○	○	○			

(注) 上記一覧表は、各取締役候補者が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 沖本憲一氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



おき もと けん いち
沖本 憲一

(1959年5月3日生)

再 任

■ 所有する当社の株式の数
17,400株

略歴、当社における地位および重要な兼職の状況略歴

1983年 4月	当社入社
2010年 6月	同 経営統括本部 内部統制推進部長
2015年 6月	同 執行役員 エネルギー事業部 副事業部長、 営業計画部長
2017年 6月	同 常務執行役員 エネルギー事業部 副事業部 長、営業計画部長
2018年4月	同 常務執行役員 経営企画部 部長
2018年6月	同 常勤監査役 (現在に至る)

» 監査役候補者とした理由

沖本憲一氏は、主に経理関連業務および内部統制関連業務に従事し、当社における豊富な業務経験と財務および会計等に関する高い見識を有していることから、引き続き監査役として選任をお願いするものです。

(注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役（社外取締役を含む）および監査役（社外監査役を含む）全員を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案が原案どおり承認された場合には取締役候補者および監査役候補者全員が当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約では、被保険者が負担する法律上の損害賠償金および争訟費用等を填補することとしております。ただし、法令違反を被保険者が認識していないながら行った行為に起因する損害賠償請求は除くなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

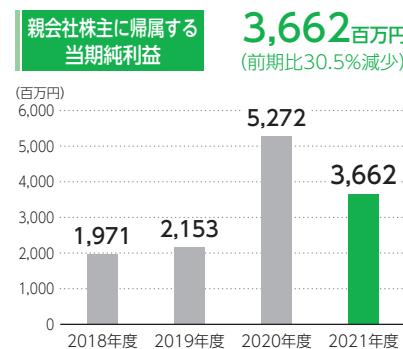
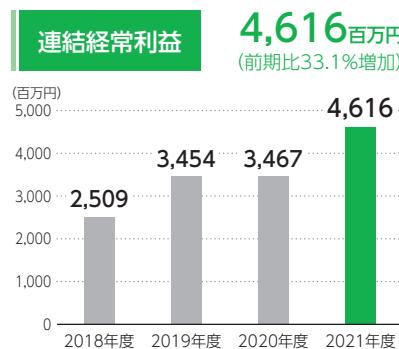
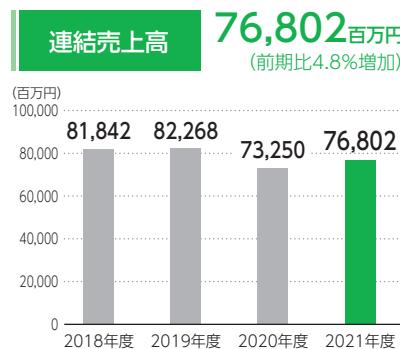
1 事業の経過および成果

当期の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が継続するなか、設備投資等に一部持ち直しの動きが見られたものの、ロシアのウクライナ侵攻による地政学的リスクの高まりなど、引き続き先行き不透明な状況で推移いたしました。

エネルギー業界におきましては、ガス・電力市場の小売全面自由化に伴う事業者間競争の進展、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素化の加速など、ガス事業を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような情勢のもと、当社グループは、地域のエネルギー事業者として、株主の皆さま、お客さま、地域社会の皆さまから信頼され、選択され続ける企業グループをめざし、懸命な努力を重ねてまいりました。

当期の連結売上高につきましては、ガス販売単価の上昇により、前期に比べ4.8%増加の768億2百万円となりました。連結経常利益は、原油価格上昇に伴う売上原価の増加はありましたものの、持分法による投資利益の増加等により、前期に比べ33.1%増加の46億1千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益の減少等により、前期に比べ30.5%減少の36億6千2百万円となりました。



以下、事業別の概要についてご報告申し上げます。

1 » ガス事業

当期末におけるお客さま戸数は、積極的な営業活動を展開した結果、前期末に比べ1,288戸増加の416,788戸となりました。

都市ガス販売量につきましては、前期に比べ0.6%減少の5億6,622万3千m³となりました。

都市ガス販売量を用途別に見ますと、家庭用は、春先の水温が高めに推移したこと等により、前期に比べ0.4%減少の1億356万3千m³となりました。

業務用は、大口用販売量の減少等により、前期に比べ1.4%減少の3億7,030万6千m³となりました。

卸供給等は、卸供給先の既存需要家へのガス販売量の増加等により、前期に比べ2.3%増加の9,235万3千m³となりました。

以上の結果、ガス事業の売上高につきましては、都市ガス販売量は減少となりましたものの、ガス販売単価の上昇等により、前期に比べ2.2%増加の599億7千3百万円となりました。

▶ 用途別ガス販売量の推移



2 » LPG事業

LPG事業につきましては、販売単価の上昇等により、売上高は前期に比べ15.7%増加の159億3百万円となりました。

3 » その他

他の事業につきましては、建設工事売上の増加等により、売上高は前期に比べ8.1%増加の33億6千5百万円となりました。

2 設備投資の状況

当期の設備投資総額につきましては、前期に比べ19.1%増加の85億1千2百万円となりました。

主な設備投資といたしましては、経年本支管の早期入れ替えを推進するとともに、幹線導管網の整備・拡充を実施しており、本支管の延長数は、当期中に17km増加し、期末の総延長数は4,355kmとなりました。

3 資金調達の状況

社債につきましては、2021年9月に第10回無担保社債50億円を償還したため、期末社債残高は210億円となりました。

長期借入金につきましては、前期末に比べ35億9千2百万円増加し、期末借入金残高は173億8千4百万円となりました。

4 対処すべき課題

ガス・電力市場の小売全面自由化による競争激化に加え、2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の進展やDX（デジタルトランスフォーメーション）などデジタル技術を用いたビジネスモデルの変革により、産業構造の大きな変化が見込まれるなど、当社グループを取り巻く事業環境は大きな転換期を迎えており、加えて、ロシアのウクライナ侵攻による地政学的リスクの高まりが原料調達に与える影響につきましても、新たな課題として浮上しております。

このような状況のもと、当社グループは、「このまち」に暮らす皆さまの生活に欠かすことのできないエネルギーを供給する事業者として、安心安全なエネルギーを安定して供給するという使命を果たすため、まずは、当面の確実な原料調達に向けて最大限努力するとともに、原料調達先の多様化も含め、中長期的な原料調達の安定化に努めてまいります。

また、当社グループは、「地域社会から信頼される会社をめざす」という経営理念に基づき、2030年に向けて、「広島ガスグループ2030年ビジョン」および「広島ガスグループ このまち思い SDGs 実行宣言～笑顔あふれる未来へのAction～」の実現に向けた取り組みを着実に進めていくとともに、更にその先の2050年に向けて、昨年11月に策定した「2050年カーボンニュートラルへの取り組み」の実現へ挑戦してまいります。その挑戦の一環として、本年1月に小売電気事業への登録を完了し、4月からは当社グループ会社施設へグリーン電力の供給を開始するなど、総合エネルギー事業の発展に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

2022年度中期経営計画では、ガス体エネルギーの積極的・効率的利用による累積CO₂の低減に邁進するとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた事業基盤の改革・強化を通じて、地域社会と共に発展する企業グループをめざしてまいります。

広島ガスグループ 2030年ビジョン

《経営理念》地域社会から信頼される会社をめざす

2030年ビジョンの方向性 (使命)

使命 すべてのステークホルダーの「笑顔」と「幸せ」につながる未来を創造する

広島ガスグループ2030年ビジョン

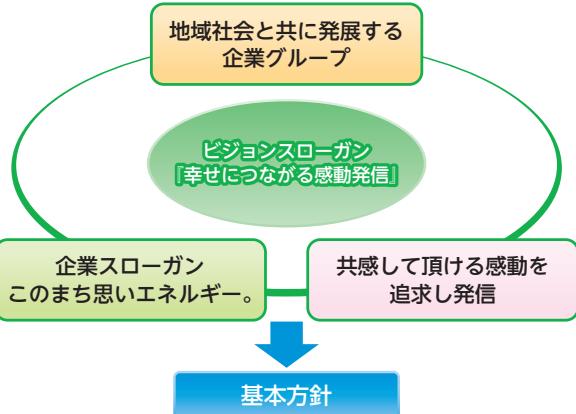
発信

共感

期待



2030年ビジョンスローガン (スローガンに込めた3つの思い)



2030年ビジョン基本方針

基本方針1 経営施策を通じた感動追求

- ① 経営理念に基づいた事業活動の展開
- ② 企業の社会的責任 (CSR)

基本方針2 エネルギーサービスを通じた感動追求

- ① お客様ニーズの多様化によるサービス競争への対応
- ② エネルギーサービスの追求

基本方針3 安心を通じた感動追求

- ① 地域社会の皆さまが日頃から安心して生活頂ける環境整備
- ② 提供するエネルギー・サービスに対する安心

基本方針4 人とのつながりを通じた感動追求

- ① 広島ガスグループの強みを生かした事業展開
- ② 人材育成と従業員価値の向上

広島ガスグループ このまち思い SDGs実行宣言 ～笑顔あふれる未来へのAction～



共通の目標

広島ガスグループ2030年ビジョン
るべき姿の実現

国連が2030年までのゴールと定めた
SDGs

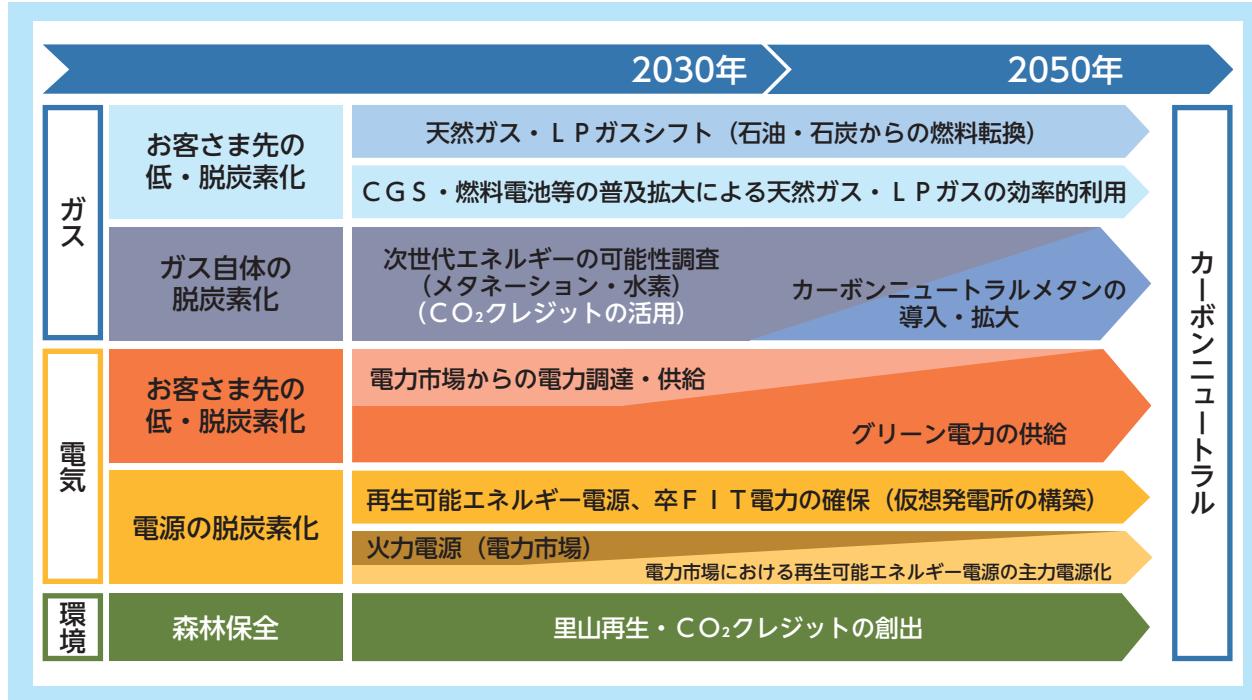
このまち思い SDGs実行宣言

《4つの重点項目》

- ①エネルギーの普及拡大・安定供給
- ②地域社会への貢献
- ③環境保全
- ④働きやすい社会のために

2050年カーボンニュートラルへの取り組み

<2050年カーボンニュートラルに向けたロードマップ>



2022年度 広島ガスグループ中期経営計画

<主な事業環境の変化と求められる対応>

社会	少子高齢化・人口減少、With コロナ、デジタル化の進展
経済	エネルギーをはじめとした原材料価格の高騰、エネルギーの獲得競争
政治	米中貿易摩擦、2050年カーボンニュートラル、ロシア・ウクライナ情勢

当面の確実な原料調達と中長期的な原料調達の安定化

2050年カーボンニュートラル（脱炭素化・低炭素化）への取り組み強化

エネルギーの確保・安定供給

DXへの取り組み強化

<「ガス」「電気」「環境」の3つを柱とした取り組み>

ガス	<ul style="list-style-type: none"> 徹底した天然ガスシフト・L P ガスシフトおよび効率的利用により、CO₂削減を実現 将来的には、カーボンニュートラルメタンの導入・拡大によるガス自体の脱炭素化に挑戦 <p>具体的な取り組み</p> <p>石炭・石油利用大口需要家に向けて、都市ガス・L P ガス転換の更なる積極的提案 本年1月にはカーボンニュートラルL NGを導入</p>
電気	<ul style="list-style-type: none"> 小水力、太陽光、CO₂の少ないコジェネ電源を軸とした電力の供給 将来的には再生可能エネルギー電源による電源の脱炭素化、グリーン電力の供給 <p>具体的な取り組み</p> <p>本年1月に小売電気事業者登録を完了 4月、グループ関連施設へのグリーン電力の供給から事業開始</p>
環境	<ul style="list-style-type: none"> 林野庁や地域の森林組合等と連携して、森林保全とCO₂の吸収・貯蔵に貢献 <p>具体的な取り組み</p> <p>2019年「このまち思い 広島ガスの森」開設、2020年林野庁分収造林に参画 本年4月から2020年取得の県内森林地より海田バイオマス発電所に木質燃料を供給開始</p>

1 » 総合エネルギー事業の更なる普及拡大を通じた、省エネ・省CO₂への貢献とエネルギーサービス周辺事業の強化による事業拡大を図る

当社グループは、将来の脱炭素化を踏まえ、ガス体エネルギーや再生可能エネルギーの普及拡大を通じて、省エネ・省CO₂による低炭素化の実現に貢献するとともに、エネルギーサービス周辺事業を強化することにより、総合エネルギー事業の更なる普及拡大を図ります。

家庭用市場におきましては、環境性・省エネ性に優れたエネファームの更なる普及促進に向けて、自然災害の増加やSDGsを踏まえたレジリエンス強化の提案に取り組んでまいります。また、給湯暖房システム・暖房器・ガス衣類乾燥機等の拡販、クッキングスタジオ運営事業者との業務提携による最新ガス機器の体験機会の増加、WEBモールの更なる強化など、お客さまニーズに対応した販売施策を通じて、お客さま満足度の向上に努め、ガス販売量とお客さま件数の維持・増加を図ります。

業務用市場におきましては、環境性に優れた天然ガスの更なる普及拡大やカーボンニュートラルLNGの調達および導入提案により、お客さま先の低・脱炭素化を図るとともに、事業継続の観点から災害時に力を発揮するガス空調およびコーポレート・リソーシュンシステムの新規・リニューアル提案の強化を図るなど、お客さまニーズに沿った営業活動をグループ一体となって推進します。

当社グループの発展・基盤強化に資するインフラ整備につきましては、製造設備や供給ネットワークを計画的に整備・増強するなど、天然ガスの普及拡大および供給安定性の向上に資する取り組みを中長期的な視点で推進します。

また、本年4月から当社グループ会社施設へグリーン電力の供給を開始しておりますが、今後も、お客さまに選んでいただけけるようなエネルギーラインアップの拡充、およびその普及拡大の実現に向けて更に検討を重ねてまいります。

2 » 環境への貢献につながる事業展開と次世代エネルギーの研究を通じた、脱炭素化、累積CO₂低減に資する施策を推進する

当社グループは、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの導入加速、メタネーション・水素利用等の次世代エネルギーの研究や森林保全等、環境への貢献につながる事業展開を通じて、脱炭素化、累積CO₂低減に資する施策を着実に推進します。

3》 デジタル技術の活用による高付加価値の創造を図ることによって、新たな価値創造と業務効率化を推進する

当社グループは、「業務の高度化による保安・安定供給レベルの向上と業務効率化による労働生産性の向上」、「お客さま接点の飛躍的拡大およびそれを通じた新たな事業領域拡大への挑戦」の視点に基づいて、デジタル技術を活用した各種取り組みを推進します。

また、取り組みの基盤となるDX推進体制の構築と、デジタル技術やデータを高度に活用できる人材の育成を推進します。

4》 グループ組織力の強化につながる創造性豊かな人材の育成と活用により、グループ総合力の向上を図る

当社グループは、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等、多様で柔軟な働き方を推進するとともに、やりがいや働きがいが持てる魅力ある職場作りに取り組むことで、お客さまの期待を上回るサービスの提供に向けた創造性豊かな人材の育成と活用に努めます。

また、グループ組織機能の全体最適化に向けた要員管理体制の構築や人材交流の推進による機動的な要員配置、コンプライアンス活動等を通じてグループ総合力の向上を図ります。

5》 安心安全の更なる追求・スマート保安の推進により、災害対策・レジリエンスの強化を図る

当社グループは、広域保安体制の拡充、経年導管の取り替え促進および保安周知の強化等による保安レベルの向上、災害時の早期復旧手法の検討等による災害対策の強化を図るとともに、導管インフラの整備等による安定供給の強化、LPGガス事業における物流体制の強化、デジタル技術を用いたスマート保安への対応等、安心安全の更なる追求により、レジリエンスの強化を図ります。

また、地震や津波、近年多発する豪雨等の自然災害に加え、新型コロナウイルス等の感染症の警戒レベルに応じた社内体制を整備することにより、お客さまの安心安全の更なる向上に取り組みます。

6) 社会貢献活動の推進を通じ、地域社会と共に発展する企業グループをめざす

当社グループは、地域に根差したエネルギー事業者として、ESG経営・SDGsを念頭に、環境負荷の低減に資する取り組みや地域社会と連携した環境啓発活動など、環境基本理念および環境行動指針に則った環境保全活動を推進することで、地域社会と共に発展する企業グループをめざします。

また、「ひと思い活動（次世代教育・スポーツ振興等）」、「くらし思い活動（まちづくり・芸術文化の発展および地域価値向上等）」、「環境思い活動（CO₂排出削減・省エネ、環境・地域保全活動等）」に取り組むなど、地域の活性化・発展に資する活動を推進します。

7) グループ経営基盤の強化を図り、強靭な企業グループの構築と持続的な発展をめざす

当社グループは、グループ経営基盤の強化を図り、強靭な企業グループの構築と持続的な発展をめざすため、収益力および資本効率の向上に資する事業ポートフォリオの見直しや経営資源の効率的かつ効果的な活用に取り組むとともに、グループ組織機能の全体最適化など、当社グループの成長に向けた諸施策を推進します。

また、総合エネルギー企業として地域に貢献する事業、再生可能エネルギーを用いた電力事業、当社グループの資産を活用できる事業等について検討・実施するなど、新たな収益確保に向けた事業展開を推進します。

8) 地域社会からの信頼につながる経営を推進する

当社グループは、高いガバナンス水準を求められる東証プライム市場上場会社として、グループ経営管理やグループ全体での内部統制・コンプライアンスの更なる強化に取り組むとともに、コーポレート・ガバナンスの強化、IR活動の展開・強化を含めた適時・適切な情報開示への取り組み等を通じて、地域社会からの信頼につながる経営を推進します。

このような事業展開を通じて、当社グループは、地域のエネルギー事業者として、株主の皆さん、お客さま、地域社会の皆さんから信頼され、選択され続ける企業グループをめざし、全力を挙げて取り組んでまいる所存であります。

株主の皆さんにおかれましては、今後とも一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

5 財産および損益の状況の推移

区分	第165期 (2018年度)	第166期 (2019年度)	第167期 (2020年度)	第168期 (当期) (2021年度)
売上高	81,842百万円	82,268百万円	73,250百万円	76,802百万円
経常利益	2,509百万円	3,454百万円	3,467百万円	4,616百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,971百万円	2,153百万円	5,272百万円	3,662百万円
1株当たり当期純利益	29.14円	31.76円	77.50円	53.71円
総資産	104,935百万円	107,139百万円	115,477百万円	123,802百万円
純資産	50,712百万円	52,136百万円	59,805百万円	65,067百万円

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第168期（2021年度）の期首から適用しており、第168期（2021年度）の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

6 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
広島ガスプロパン株式会社	300百万円	100.00%	L P ガスの販売
広島ガステクノ・サービス株式会社	80百万円	100.00%	ガス設備工事の施工、保安点検業務
広島ガスマイト株式会社	20百万円	100.00%	検針、ガス料金の回収管理
広島ガスライフ株式会社	15百万円	100.00%	ガスの開栓・閉栓、ショールームの運営、ガス関連機器の販売・修理

(注) 上記の重要な子会社4社を含む連結子会社は15社であります。

7 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
ガス事業	都市ガスの製造・供給および販売、ガス機器の販売、ガス設備工事
L P G事業	L P ガスの販売、L P ガス機器の販売、L P ガス設備工事
その他	建設事業等

8 主要な営業所および工場

(1) 当社

名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
本社	広島市南区	可部基地	広島市安佐北区	備後工場	三原市
呉支店	呉市	熊野基地	広島県安芸郡熊野町		
尾道支店	尾道市	廿日市工場	廿日市市		

(2) 重要な子会社

名称	本社所在地	名称	本社所在地
広島ガスプロパン株式会社	広島県安芸郡海田町	広島ガスマイト株式会社	広島市南区
広島ガステクノ・サービス株式会社	広島市南区	広島ガスライフ株式会社	広島市南区

9 従業員の状況

事業	従業員数	前期末比増減
ガス事業	1,151名	+11名
LPG事業	402名	+8名
その他	90名	-3名
合計	1,643名	+16名

(注) 従業員数は就業人員であります。

10 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	4,137百万円
株式会社広島銀行	4,120百万円

II 会社の株式に関する事項

1 発行可能株式総数 240,000,000株

2 発行済株式の総数 68,242,319株

3 株主数 9,278名

4 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
岩谷産業株式会社	7,607千株	11.14%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,077千株	5.97%
明治安田生命保険相互会社	3,855千株	5.64%
株式会社広島銀行	2,840千株	4.16%
日本生命保険相互会社	2,376千株	3.48%
広島電鉄株式会社	1,860千株	2.72%
第一生命保険株式会社	1,557千株	2.28%
西部ガスホールディングス株式会社	1,420千株	2.08%
千田興業株式会社	1,381千株	2.02%
広島ガス自社株投資会	1,238千株	1.81%

(注) 1. 持株比率は、自己株式（1,686株）を控除して計算しております。

2. 株式会社広島銀行の持株数には、株式会社広島銀行が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式2,430千株（持株比率3.56%）を含んでおります（株主名簿上の名義は「日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・広島銀行口）」であります）が、当該株式は、信託約款の定めにより、株式会社広島銀行が議決権の指図権を留保しております）。

5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	77,394株	7名

(注) 上記のほか、取締役を兼務しない執行役員8名への非金銭報酬として、譲渡制限付株式43,970株を交付しております。

III 会社役員に関する事項

1 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
田村 興造	代表取締役会長	広島電鉄(株) 社外取締役 広島経済同友会 代表幹事
松藤 研介	代表取締役社長 常務執行役員 (エネルギー事業部 担当)	
谷村 武志	取締役 常務執行役員 (導管事業部長 技術研究所 担当)	瀬戸内パイプライン(株) 代表取締役社長
中川 智彦	取締役 常務執行役員 (経営企画部長 秘書部・人事部 担当)	
小原 健太郎	取締役 常務執行役員 (エネルギー事業部長)	
田村 和典	取締役 常務執行役員 (生産事業部長 資材部・資源・海外業務部 担当)	MAPLE LNG TRANSPORT INC. Director/Chairman
大和 弘明	取締役 常務執行役員 (経理部長 総務部・環境・社会貢献部、IT推進部 担当)	
椋田 昌夫	取締役	広島電鉄(株) 代表取締役社長
畠川 寛	取締役	中国電力(株) 顧問
池田 晃治	取締役	(株)ひろぎんホールディングス 代表取締役会長 (株)広島銀行 代表取締役会長 広島商工会議所 会頭
松坂 英孝	取締役	大阪瓦斯(株) 顧問
高崎 知晃	常勤監査役	
沖本 憲一	常勤監査役	
酒見 俊夫	監査役	西部ガスホールディングス(株) 代表取締役会長 西部瓦斯(株) 代表取締役会長
秋田 智佳子	監査役	弁護士

- (注) 1. 当社は、広島電鉄(株)に圧縮天然ガスの販売を行っております。
 2. 当社は、(株)広島銀行との間に銀行取引がございます。
 3. 当社は、広島商工会議所に対して会費等の支払いを行っております。
 4. 取締役 椋田昌夫氏、畠川 寛氏、池田晃治氏および松坂英孝氏は、社外取締役であります。
 5. 監査役 酒見俊夫氏および秋田智佳子氏は、社外監査役であります。
 6. 取締役 谷村武志氏は2021年6月16日付で海田バイオスマスター(株)代表取締役社長を退任しております。
 7. 2022年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏名	変更後の担当	変更前の担当
大和 弘明	取締役 常務執行役員 (総務部・環境・社会貢献部、経理部、 IT推進部 担当)	取締役 常務執行役員 (経理部長 総務部・環境・社会貢献部、 IT推進部 担当)

8. 2022年4月1日付で取締役の重要な兼職の状況を次のとおり変更しております。

氏名	変更後の重要な兼職の状況	変更前の重要な兼職の状況
池田 晃治	(株)広島銀行 取締役会長	(株)広島銀行 代表取締役会長

9. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

10. 当社は、保険会社との間で、当社および子会社の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）、執行役員および外部法人への派遣役員（当社および子会社から役員として派遣される役員または従業員）全員を被保険者として、会社法第430条の第3項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が負担する法律上の損害賠償金および争訟費用等を填補することとしております。ただし、法令違反を被保険者が認識していながら行った行為に起因する損害賠償請求は除くなど、一定の免責事由があります。

事業報告

(ご参考)

上記取締役兼務執行役員6名を除く執行役員は、次のとおりであります。

氏名	地位	担当
久保 賢司	常務執行役員	広島ガスライフ(株) 代表取締役社長 社長執行役員
沖田 康孝	常務執行役員	エネルギー事業部 副事業部長、営業計画部長
吉崎 直	常務執行役員	エネルギー事業部 産業用エネルギー営業部長
平野 誠宏	執行役員	エネルギー事業部 呉支店長
船木 孝哲	執行役員	総務部長
三宅 英之	執行役員	人事部長
判谷 泰典	執行役員	導管事業部 供給保安部長 兼 熊野基地マネジャー
荒田 秀和	執行役員	生産事業部 廿日市工場長

(注) 1. 2022年3月31日、久保賢司氏は常務執行役員を退任いたしました。

2. 2022年4月1日、平野誠宏氏は常務執行役員に就任いたしました。

(注) 2022年4月1日付で執行役員の担当を次のとおり変更しております。

氏名	変更後の担当	変更前の担当
船木 孝哲	秘書部長 兼 総務部長	総務部長
判谷 泰典	導管事業部 供給設備部長	導管事業部 供給保安部長 兼 熊野基地マネジャー

(注) 2022年4月1日付で次の1名が執行役員に就任しております。

氏名	地位	担当
清水 義彦	執行役員	IT推進部長

2 取締役および監査役の報酬等の額

(1)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①方針の決定方法

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、事前に報酬委員会で審議しております。

また、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬委員会の審議を踏まえて決定されたものであり、当社の経営環境、世間水準等に照らして、各職責に見合った適正な水準であることから、当社の報酬等の決定方針に沿ったものであると判断しております。

②方針の内容の概要

ア. 基本方針

当社取締役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主の皆さまとの利益意識の共有の実現に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

イ. 報酬体系およびその内容に係る決定の方針

取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」と当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、2020年5月開催の取締役会にて導入決議された「譲渡制限付株式報酬」によって構成されております。

取締役の報酬額の決定に際して、客観性・透明性を確保するため、その半数以上が社外役員で構成される報酬委員会において、当社の経営環境、世間水準等を考慮した報酬水準・体系等の審議を行っております。

基本報酬については、報酬委員会による審議を踏まえ、2009年6月24日開催の第155回定時株主総会で承認された年額360百万円(うち社外取締役は48百万円)の範囲内で、各取締役に対して月例報酬として支給しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、10名(うち社外取締役は4名)であります。

譲渡制限付株式報酬については、2020年6月24日開催の第166回定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。)に対して、譲渡制限付株式付与のための報酬を上記の報酬枠とは別枠の年額72百万円以内(ただし、当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は、年230,000株以内)で支給することが承認されており、各対象取締役に対する具体的な報酬額については、報酬委員会での審議を踏まえ、取締役会にて決定しております。当該定時

株主総会終結時点の対象取締役の員数は、7名であります。

なお、譲渡制限付株式報酬の割合については、概ね基本報酬の10%～20%の範囲内で決定しております。

社外取締役の報酬については、業務執行を担わず客観的立場から経営への監督および助言を行う役割を勘案し、固定報酬のみとしております。

(2) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役会長である田村興造および代表取締役社長である松藤研介に対し各取締役の基本報酬額の決定について委任しております。

なお、代表取締役に委任した理由は、当社グループの経営状況を俯瞰しつつ各取締役の果たすべき役割と責任等を総合的に考慮し個人別の報酬額を決定する者として最も適していると判断したためであり、また、報酬額の決定にあたっては、報酬委員会での審議内容を踏まえることが前提となっております。

(3) 監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

監査役の基本報酬につきましては、2009年6月24日開催の第155回定時株主総会で承認された年額60百万円以内としております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。

(4) 報酬等の種類ごとの総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	294 (28)	266 (28)	28 (-)	11 (4)
監査役 (うち社外監査役)	52 (14)	52 (14)	— (-)	4 (2)

(注) 取締役の非金銭報酬等については、譲渡制限付株式報酬を交付しております。譲渡制限付株式報酬の交付状況は、29ページの「II 5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。なお、上記の非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。

3 社外役員に関する事項

(1) 取締役 棕田 昌夫

① 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役会には13回全てに出席しており、事業法人の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場から適宜意見、質問等を行うなど、取締役会における意思決定の健全性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。

また、半数以上が社外役員で構成される指名委員会および報酬委員会の委員として、指名委員会には2回全てに、報酬委員会には3回全てに出席しており、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

(2) 取締役 故川 寛

① 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役会には13回全てに出席しており、当社と同じエネルギー事業に長年従事された豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場から適宜意見、質問等を行うなど、取締役会における意思決定の健全性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。

また、半数以上が社外役員で構成される指名委員会および報酬委員会の委員として、指名委員会には2回全てに、報酬委員会には3回全てに出席しており、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

(3) 取締役 池田 晃治

① 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役会には13回開催中12回に出席しており、金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場から適宜意見、質問等を行うなど、取締役会における意思決定の健全性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。

また、半数以上が社外役員で構成される指名委員会および報酬委員会の委員として、指名委員会には2回全てに、報酬委員会には3回全てに出席しており、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

(4) 取締役 松坂 英孝

① 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役会には13回全てに出席しており、ガス事業の経営に長年従事された豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場から適宜意見、質問等を行うなど、取締役会における意思決定の健全性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。

また、半数以上が社外役員で構成される指名委員会および報酬委員会の委員として、指名委員会には2回全

てに、報酬委員会には3回全てに出席しており、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

(5) 監査役 酒見 俊夫

① 当事業年度における主な活動状況

取締役会には13回開催中12回に、監査役会には13回開催中12回に出席しており、ガス事業に長年従事された豊富な経験と高い見識に基づき、客観的な立場から適宜意思決定の適正性を確保するための意見、質問等を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

(6) 監査役 秋田 智佳子

① 当事業年度における主な活動状況

取締役会には13回全てに、監査役会には13回全てに出席しており、法律の専門家としての知識、経験に基づき、客観的な立場から適宜意思決定の適正性を確保するための意見、質問等を行っております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

IV 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	37百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績およびコミュニケーションの実態を評価し、監査計画における監査内容と、それに係る監査時間・要員計画、報酬見積額の相当性について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、託送収支計算書に関する証明業務を非監査業務として委託しております。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V 株式会社の支配に関する基本方針

1 基本方針の内容の概要

当社は、株主に関する基本的あり方として、株主は市場での自由な取引によって決まるべきものであり、当社株式に対する公開買付けについても、公開買付けの実施、また同公開買付けに応じるか否かの決定は、原則として株主の皆さまの自由な判断によるべきものと考えております。

他方で、当社の事業は、都市ガス等の安定的かつ安全な供給を実現するため、極めて公共性の高い社会的責任を有しております、お客様による当社製品およびサービスの利用を獲得維持するためには、当社に対する信頼が不可欠となります。また、当社事業の公共性等を考慮しますと、長期的視点での事業計画が必要であり、短期的利益を追い求めるような経営は許されないと考えます。特に都市ガスの安定的かつ安全な供給を目的とする当社の事業を継続するためには、人的・物的資源の維持、発展が不可欠であり、全てのステークホルダーに対する配慮がない限り、当社の企業価値は損なわれることになります。

株式の大規模買付行為の中には、その目的等からして企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆さまに対して当該買付行為に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、このように当社株式の大規模買付行為を行う者が明らかに当社の株主全体の利益に反し、または都市ガス等の安定的かつ安全な供給を妨げるものである場合には、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切でないと判断し、必要かつ相当な措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社グループは、「地域社会から信頼される会社をめざす」という経営理念に基づき、2030年に向けて、「広島ガスグループ2030年ビジョン」および「広島ガスグループ このまち思い S D G s 実行宣言 ~笑顔あふれる未来へのA c t i o n ~」の実現に向けた取り組みを着実に進めていくとともに、さらにその先の2050年に向けて、昨年11月に策定した「2050年カーボンニュートラルへの取り組み」の実現へ挑戦してまいります。

2022年度中期経営計画では、ガス体エネルギーの積極的・効率的利用による累積CO₂の低減に邁進するとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた事業基盤の改革・強化を通じて、地域社会と共に発展する企業グループをめざしてまいります。

本中期経営計画を着実に推進することにより、厳しい経営環境下においても利益を確保できる経営基盤を確立し、企業価値の更なる向上に努め、株主の皆さまへの利益還元を行っていく所存です。

株主の皆さまへの利益還元方針は以下のとおりです。

株主の皆さまへの利益還元方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図りつつ、株主の皆さまに対する利益還元を重要な政策と位置付け、安定配当を継続してまいりました。今後とも、徹底した経営効率化と積極的な営業活動の展開により、安定配当を継続することを基本方針としつつ、将来を見据えた設備投資や財務状態、中長期の利益水準等を総合的に勘案し、成長に合わせた配当を実施してまいります。

配当の実施にあたりましては、安定的・継続的に配当を行う基本方針のもと、短期的な利益変動要因を除き、連結配当性向30%以上をめざすことにより株主の皆さまに還元していく所存です。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆さまが適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆さまの検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関係法令が許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

④ 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記②および③の取り組みは、上記①の基本方針に沿っており、また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

以上

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
固定資産	82,933	固定負債	36,615
有形固定資産	63,281	社債	16,000
製造設備	14,352	長期借入金	16,618
供給設備	31,575	役員退職慰労引当金	316
業務設備	4,191	ガスホルダー修繕引当金	467
その他の設備	7,495	保安対策引当金	449
建設仮勘定	5,666	器具保証引当金	263
無形固定資産	262	退職給付に係る負債	682
投資その他の資産	19,390	資産除去債務	171
投資有価証券	14,196	その他固定負債	1,645
長期貸付金	0	流動負債	22,119
繰延税金資産	648	1年以内に期限到来の固定負債	5,856
その他の投資	4,577	支払手形及び買掛金	4,955
貸倒引当金	△ 32	未払法人税等	338
流动資産	40,868	資産除去債務	36
現金及び預金	20,202	コマーシャル・ペーパー	6,000
受取手形	289	その他流動負債	4,932
売掛金	6,833	負債合計	58,735
契約資産	892	純資産の部	
商品及び製品	964	株主資本	57,318
原材料及び貯蔵品	4,920	資本金	5,225
その他流动資産	6,780	資本剰余金	1,195
貸倒引当金	△ 15	利益剰余金	50,897
資産合計	123,802	自己株式	△ 0
		その他の包括利益累計額	4,549
		その他有価証券評価差額金	1,327
		繰延ヘッジ損益	3,212
		為替換算調整勘定	154
		退職給付に係る調整累計額	△ 145
		非支配株主持分	3,199
		純資産合計	65,067
		負債純資産合計	123,802

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用		収 益	
売 上 原 価	48,592	売 上 高	76,802
(売 上 総 利 益)	(28,209)		
供 給 販 売 費	19,471		
一 般 管 理 費	5,530		
(営 業 利 益)	(3,207)		
営 業 外 費 用	213	営 業 外 収 益	1,621
支 払 利 息	164	受 取 利 息	1
他受工事精算差額	22	受 取 配 当 金	171
雜 支 出	26	持分法による投資利益	920
(経 常 利 益)	(4,616)	雜 収 入	528
特 別 損 失	184		
減 損 損 失	86	特 別 利 益	671
投資有価証券評価損	98	固 定 資 産 売 却 益	358
(税金等調整前当期純利益)	(5,102)	受 取 補 償 金	312
法人税、住民税及び事業税	1,284		
法 人 税 等 調 整 額	21		
(当 期 純 利 益)	(3,796)		
非支配株主に帰属する当期純利益	133		
親会社株主に帰属する当期純利益	3,662		
合 計	79,095	合 計	79,095

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
固定資産	70,882	固定負債	35,739
有形固定資産	53,373	社長期借入金	16,000
製造設備	13,750	繰延税金負債	16,481
供給設備	29,355	退職給付引当金	615
業務設備	4,463	ガスホルダー修繕引当金	434
附帯事業設備	905	保安対策引当金	467
建設仮勘定	4,898	器具保証引当金	449
無形固定資産	205	資産除去債務	263
投資その他の資産	17,303	その他固定負債	30
投資有価証券	4,616	流動負債	997
関係会社投資	6,933	1年内に期限到来の固定負債	21,585
関係会社長期貸付金	2,326	買掛金	5,749
長期前払費用	3,394	未払金	1,713
その他の投資	43	未払費用	1,095
貸倒引当金	△ 10	未払法人税等	1,760
流动資産	30,887	受取金	159
現金及び預金	14,274	前預り金	206
取手形	131	関係会社短期債務	166
売掛金	4,832	資産除去債務	4,695
関係会社売掛金	414	コマーシャル・ペーパー	36
未収入金	634	合計	6,000
製品料	28	負債合計	57,324
貯蔵品	4,357	純資産の部	
前払費用	419	株主資本	40,217
関係会社短期債権	14	資本金	5,225
その他流动資産	557	資本剰余金	1,186
貸倒引当金	5,252	資本準備金	916
	△ 31	その他資本剰余金	269
資産合計	101,769	利益剰余金	33,806
		利益準備金	729
		その他利益剰余金	33,076
		固定資産圧縮積立金	9
		別途積立金	12,010
		繰越利益剰余金	21,057
		自己株式	△ 0
		評価・換算差額等	4,227
		その他有価証券評価差額金	1,063
		繰延ヘッジ損益	3,164
		純資産合計	44,445
		負債純資産合計	101,769

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用	
売上原価	31,672
期首たな卸高	27
当期製品製造原価	32,400
当期製品自家使用高	726
期末たな卸高	28
(売上総利益)	(20,500)
供給販売費	14,605
一般管理費	4,082
(事業利益)	(1,812)
営業雑費用	3,586
受注工事費用	1,272
その他営業雑費用	2,313
附帯事業費用	1,994
(営業利益)	(1,876)
営業外費用	200
支払利息	74
社債利息	84
株式交付費償却	0
他受工事精算差額	22
雜支出	19
(経常利益)	(2,830)
特別損失	151
減損損失	66
投資有価証券評価損	84
(税引前当期純利益)	(3,350)
法人税等	932
法人税等調整額	36
当期純利益	2,381
合計	59,643

収益	
ガス事業売上高	52,173
ガス売上	52,173
営業雑収益	3,374
受注工事収益	1,106
その他営業雑収益	2,267
附帯事業収益	2,269
営業外収益	1,154
受取利息	21
有価証券利息	0
受取配当金	148
関係会社受取配当金	320
受取賃貸料	172
雜収入	490
特別利益	671
固定資産売却益	358
受取補償金	312
合計	59,643

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

広島ガス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
広島事務所
指定有限責任社員
業務 執行 社員
指定有限責任社員
業務 執行 社員
公認会計士 大江 友樹
公認会計士 森島 拓也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、広島ガス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、広島ガス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するためには、経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

広島ガス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
広島事務所
指定有限責任社員
業務 執行 社員
指定有限責任社員
業務 執行 社員
公認会計士 大江 友樹
公認会計士 森島 拓也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、広島ガス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第168期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取りや会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第168期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

広島ガス株式会社 監査役会
常勤監査役 高崎知晃 ⓧ
常勤監査役 沖本憲一 ⓧ
社外監査役 酒見俊夫 ⓧ
社外監査役 秋田智佳子 ⓧ

以上

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図



日時 | 2022年6月23日 (木曜日)
午前10時 [受付開始／午前9時15分]

場所 | 広島市中区南竹屋町1番30号
当社ガストピアセンター 6階会議場

※ 本会場が満席となった場合は、第2会場をご案内させていただきますのでご了承いただけますようお願い申し上げます。

※ 会場内は座席間隔を拡げており、座席数が大幅に減少していることから、株主総会当日の状況により、やむを得ずご入場いただけない場合がございます。



交通のご案内

広電バス

- » 7号線 〈紙屋町～仁保車庫・向洋新町〉
「昭和町」下車 徒歩1分
- » 10号線 〈己斐（西広島）～大学病院・旭町〉
「竹屋町」下車 徒歩3分
- » 12号線 〈東浄小学校～仁保沖町〉
「南竹屋町」下車 徒歩1分

広島バス

- » 23号線 〈横川駅～大学病院〉
「竹屋町」下車 徒歩3分
- » 26号線 〈広島駅～旭町～広島駅〉
「竹屋町」下車 徒歩3分

広電路面電車

- » 5号線 〈広島駅～比治山下～広島港〉
「南区役所前」下車 徒歩7分

お願い お車でのご来場はご遠慮願います。